平成２６年（フ）第１７７号
北九州市八幡西区平尾町９番１―110号、開始決定時の住所北九州市八幡西区岡田町７番30―211号
破産者　樋口　彰宏
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３２号
佐賀県杵島郡白石町大字福富下分2177番地
破産者　井上　茂美
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第２９号
岩手県奥州市江刺区梁川字水上沢157番地
破産者　千田　晴光
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６１号
岩手県奥州市胆沢区若柳字上堰袋５番地
破産者　渡邉　壽治
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第１２号
岩手県奥州市水沢区真城が丘３丁目４番地１
破産者　柏尾　禎宏
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第２７号
岩手県奥州市水沢区黒石町字谷地35番地
破産者　菊地　松男
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第１７４号
仙台市青葉区中江１丁目17番１―338号、従前の住所宮城県黒川郡富谷町成田５丁目14番地７
破産者　及川　義郎
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２５６号
仙台市青葉区北目町７番17―603号
破産者　伊東るり子
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２６８号
仙台市泉区南光台２丁目５番２号
破産者　松川　　豊
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３３号
山形県寒河江市大字高屋字北江23番地の10、開始決定時の住所山形県寒河江市石持町４番17号
破産者　渡辺康壱郎
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５６号
仙台市青葉区五橋１丁目３番１―1402号、開始決定時の住所山形市大字長谷堂121番地４安達医院
破産者　安達　雅史
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８１号
山形県村山市駅西17番17号　セブンハーフアウル館103、前住所山形県東根市宮崎４丁目２番21号　リバティーベルＢ―221
破産者　小野　　亨
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７１号
群馬県太田市藤阿久町100番地９号、前住所群馬県太田市藤阿久町498番地７
破産者　齋藤　繁次
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１４７号
川崎市幸区塚越２丁目292番地
破産者　本多　将希
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２３７号
川崎市多摩区中野島５丁目２番11―307号　中野島多摩川
破産者　久松　秀策
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
富山県高岡市野村1435番地６
破産者　橋爪美代子
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第３９号
富山県南砺市吉江中695番地
破産者　横山真理子
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第５００号
名古屋市西区浄心１丁目１番６―1013号　シティ・ファミリー浄心
破産者　進藤　俊男
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６５４号
名古屋市名東区西山本通２丁目12番地　エミナンス松岡401号
破産者　山本美佐子
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部